

令和8年度第1回加東市子ども・子育て会議次第

令和8年6月16日（火）午後2時～

加東市役所 5階 501会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会長・副会長の選出について（資料①）

(2) 第1期加東市こども計画 令和7年度の進捗状況について

（資料②-1、②-2、②-3）

4 そ の 他

(1) 小規模保育事業所について（資料③）

(2) 三草こども園について（資料④）

5 閉 会

○加東市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、加東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。
(令5条例5・一部改正)

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長(その職務を代理する副会長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども教育課において処理する。

(平成30条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月2日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第1期加東市こども計画 進捗状況シート

＜令和7年度 進捗状況 点検・評価＞

こども計画（P49～P84）の各施策について、進捗状況の点検及び評価。

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

基本目標 1 こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり

基本施策（1）こどもの「生きる力」の育成

① 就学前教育・保育の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-01	小学校・保育所等の連携強化	学校教育課 こども教育課	入学前児童の学校訪問を通じて、異年齢のこども同士 の交流やふれあいの機会を積極的に提供します。ま た、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的 な連携を図ります。	B	小学校区ごとに就学前の園児と児童との交流を行っ た。また、オープンスクールや公開保育等の相互参 照に加え、幼小連携・接続合同研修を開催し職員同 士の交流を図った。次年度より幼児期と学童期をつ なぐ『架け橋プログラム』に取り組み、連携・接続 の強化に努める。	-
1-02	就学前教育・保育の充実	こども教育課	こどもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の 基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども 園において基本的な生活習慣の指導や集団遊び、体験 活動など、こどもの興味や好奇心に基づいた活動を行 います。また、親子ふれあい活動や未就園児の会など の子育て支援を実施し、家庭や地域と連携を深め、 「開かれた園づくり」を実践します。	B	園内・園外研修、市内園公開保育等に参加し、教 育・保育の質の維持と向上を図った。また、市内13 園において、子育て支援活動を実施している。	-
1-03	保育士・保育教諭等の資質向 上及び適正配置	こども教育課	乳児保育や幼児教育に加え、障害児等保育や特別支援 教育の充実、多様な児童への適切な保育を提供するた め、研修等により保育士・保育教諭等の資質及び専門 性の向上に取り組み、質の高い保育・教育を提供しま す。また、こどもと深く関わる保育士・保育教諭等を 適正に配置することで、こどもたちの安全・安心、健 全育成につなげます。	B	保育士等キャリアアップ研修、フォローアップ研修 等を開催し、市内13園すべてから職員の参加があ り、保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上に努 めた。次年度は中堅以上の職員向けの研修も開催 し、キャリアに合った学びの機会を設けていく。相 談支援事業を継続的にを行い、保育士・保育教諭を支 え、市内園での勤務の定着に努める。	-
1-04	幼児期における人権教育の推 進	こども教育課	幼児期に「やさしさ」「思いやり」といった心を育 み、「違いを違いと認めない」絶対人権感覚を培った め、保育所・認定こども園で親子を対象に、幼児期人 権教育事業を実施します。	B	幼児期人権教育指導者養成セミナーを開催し、幼児 期からの人権感覚を育成するための指導法等を学 び、受講した保育士・保育教諭が、日々の教育・保 育の中で継続的に実施している。親子を対象にした 実施については、令和7年度は1園で開催した。	-

② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-05	生命と心を大切にする教育の 推進	学校教育課・青少年セ ンター	生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自 殺などをなくするための啓発やSOSの出し方に関する 教育に取り組みます。また、高齢者や障害者への理解 を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育 みます。	A	児童会等が主体となり、児童生徒がいじめ問題を自 分事として捉え、多様な取組を行うだけでなく、各 校の代表児童生徒が集まり、自校の取組を交流する など、いじめ問題の解決に向けて話し合いを行っ た。また、総合的な学習の時間では、車いす乗車体 験やアイマスク体験を行うなど、障害者等の理解を 深めた。	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-06	キャリア教育の充実	学校教育課	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	A	キャリアノートやキャリアパスポートを活用し、児童生徒が自身の変化や成長を評価したり、家族、友達、社会とのつながりを認識したりできるように指導することともに、プログラムの技能や生き方、高度な専門性に触れ、生徒の夢に向かう力を育むことができ、キャリア教育研修会を実施し、「付けたい力」を明確にした9年間を通じた年間カリキュラムの作成を行った。	-
1-07	I C T 教育の充実	学校教育課	情報活用能力の向上を図るため、プログラミング教育や児童生徒の主体的な学びを促進する学習活動を計画的に実施するなど、I C T を効果的に活用した教育を推進します。個別最適な学びと協働的な学びを充実させるための学習アプリやプログラミング教材など、一人1台端末の効果的な活用を図ります。また、情報を正しく判断し、よりよく活用することともに、責任をもって情報発信しようとする態度や能力を育成するため、情報モラル教育を推進します。	B	児童生徒の情報活用能力の向上を目指し、学習アプリを効果的に活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学習活動に取り組んだ。また、プログラミング教育やI C T 機器の効果的な活用について、研修を実施し、教員の指導力向上に努めた。さらに、情報モラル教材を活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を実施することで、情報モラルの向上を図った。	○
1-08	発達段階に応じた体験活動の充実	学校教育課	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組みます。また、地域での職場体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、思いやりや責任感をもって行動する力を育成するため、トライやる・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組みます。	B	各小学校では、地域住民の協力を得て、自然観察や栽培といった5感で学ぶ体験学習を実施した。また、戸田市立自然の家』を拠点とし、海や山の豊かな自然を活かした活動を展開し、自立や協働の力を言んだ。トライやる・ウィークでは事業所での5日間の体験活動を実施した。活動を通して、働くことの意義について考える機会になり、トライやる・ウィークの趣旨に則った活動ができた。	○
1-09	道徳教育の充実	学校教育課	家庭や地域の理解や協力を得ながら道徳教育を推進するため、授業参観やオープンスクールの機会を捉え、道徳科の授業を公開します。また、自分の考えの発表、仲間との対話」や、心の中で仲間の考えと自分の考えを比べ自分の考えを発展させて考えを深める授業を推進するために、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。	B	加東市立全学校において、保護者や地域の方に向けて道徳の授業を公開した。また、兵庫県道徳副読本を家庭でも活用し、保護者と「豊かな心」の育みを図るとともに、道徳の授業スキルアップ支援プログラムを活用し、教員の授業力向上に努めた。	○
1-10	小・中・義務教育学校における人権教育の推進	学校教育課	多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成するため、必要な環境を整備し、多様な価値観に対する理解を図ります。また、人権教育カリキュラムに基づき、教科等において、人権の歴史や人権問題などについて系統的に学ぶことにより、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を養成することともに、いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育み、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。	B	小学5・6年生及び中学校全学年を対象とした人権教育講演会を実施した。多様な背景を持つ講師の経験談を通じて、他者の個性を尊重し、相手の立場に立って共感する心を養うとともに、児童・生徒の人権意識の更なる向上を図ることができた。	○

状況：「A（計画以上に取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-11	ふるさと学習「かとう学」の推進	小中一貫教育推進室	こどもたちの郷土愛を醸成するため、加東市のひと・もの・ことについて学習する「かとう学」を推進します。また、ふるさと学習の機会拡充やカリキュラムの改訂に取り組めます。	A	令和6・7年度の2か年で「かとう学」副読本の改訂を行った。改訂にあたっては、3・4年生社会科に特化した教科書仕様の別冊を新設するとともに、社会科や総合的な学習の時間のカリキュラムに即した内容とした。	-

③ 魅力ある学校づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-12	学校教育施設や設備の整備・充実	教育総務課	児童生徒が安全・快適に学校生活が送れるよう、学校施設を適切に維持管理するとともに、質の高い学習環境の整備を計画的に進めます。また、学校施設を各種団体や個人に貸し出し、市民等の活動の場として開放します。	B	教育活動に支障のない夕方・夜間等の時間帯を、目的的外利用として各種団体や個人に開放した。小中一貫校間校により閉校となる施設を開放されている団体等に対しては、今後も円滑に活動を継続できるような、公平性を十分に担保した上で、早急に新たな活動場所の提供を進めていく。	-
1-13	学習支援等に係る人材派遣の充実	学校教育課	児童生徒へのさめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るために、教員を志望する学生などを小・中・義務教育学校に派遣します。また、小・中・義務教育学校へ外国人英語指導助手（ALT）を配置し、活用できる英語力の育成や英語教育の充実を図ります。	B	授業中の支援として学習支援員51名で延べ5,118時間の支援を行った。またALTの配置により、児童生徒が日常的に生きた英語に触れ、コミュニケーションを図る機会を確保した。	○
1-14	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実	学校教育課	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にすることで、安全性の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができよう、地域の実情に即して、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。	A	部活動指導員を25名配置し、部活動の安全性の確保及び活動の活性化を図った。また、安全安心な体制のもと、こどもがスポーツ・文化芸術活動等に取り組めるよう地域クラブ活動団体の認定制度を整え、23団体を認定し活動機会の確保を進めた。今後も幅広い活動を促進できるように、地域の実情に応じて活動団体の整備を目指す。	○
1-15	スクールカウンセラーの配置	学校教育課	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員の連携を強化するの更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。	A	相談窓口の運営（年間相談数：1,400件）に加え、教職員の指導力向上を目指した研修や、児童生徒の心を育む教育プログラムの実施に取り組んだ。平素より一人ひとりの学校生活に目を配ることで、困難を抱える児童生徒のサインをいち早く捉え、未然防止と迅速な対応に努めた。	-
1-16	不登校児童生徒への支援	学校教育課・青少年センター	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るさめ細やかな指導を実施するため、指導員の配置・体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。	A	保護者と緊密に連携を図りながら、教育支援センターの活用や校内サロームでの指導、さらには本人の意向を尊重した授業参加など、一人ひとりの状況に応じた段階的な支援体制を整えた。組織面では不登校対策委員会や外部講師を招いたケース会議を定期的に実施し、支援の質的向上を図った。さらには、不安軽減プログラムの継続的な実施を通じて、未然防止に向けた予防的アプローチを強化した。	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

③ 魅力ある学校づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-17	小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進室	加東の未来を担う子どもたちにより良い教育を提供するため、小中一貫校の整備をはじめとする設備面の充実に努めるとともに、9年間を通じた系統性・連続性のあるカリキュラムを実践します。	B	滝野地域小中一貫校の先行造成工事や本体工事に着手した。また、滝野地域小中一貫校の各種教育に関する指導計画を作成した。	-
1-18	キャリア教育の充実	学校教育課	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	A	キャリアノートやキャリアパスポートを活用し、児童生徒が自身の変化や成長を評価したり、家族、友達、社会とのつながりを認識したりできるように指導するとともに、プロの技能や生き方、高度な専門性に触れ、生徒の夢に向かう力を育むことができ、キャリア教育研修会を実施し、「付けたい力」を明確にした9年間を通じた年間カリキュラムの作成を行った。	-

基本施策（2）次代の親の育成

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-19	乳幼児にふれあう機会づくりの充実	こども教育課	児童生徒に乳幼児とふれあう機会を設け、その体験を通して、命の大切さやことを産み育むことの大切さを伝えます。	C	児童館において児童生徒と乳幼児がふれあう機会を検討したが、学校との調整の結果、実施することができなかった。今後は、市内小中学校や高等学校と調整を行い、実施を目指す。	○
1-20	キャリア教育の充実	学校教育課	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	A	キャリアノートやキャリアパスポートを活用し、児童生徒が自身の変化や成長を評価したり、家族、友達、社会とのつながりを認識したりできるように指導するとともに、プロの技能や生き方、高度な専門性に触れ、生徒の夢に向かう力を育むことができ、キャリア教育研修会を実施し、「付けたい力」を明確にした9年間を通じた年間カリキュラムの作成を行った。	-
1-21	発達段階に応じた体験活動の充実	学校教育課	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組めます。また、地域での職場体験を通して社会に関わる大切さを実感し、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育成するため、トライやる・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組みます。	B	各小学校では、地域住民の協力を得て、自然観察や栽培といった五感で学ぶ体験学習を実施した。また、自然学校では、『淡路青少年交流の家』や『神戸市立自然の家』を拠点とし、海や山の豊かな自然を活かした活動を展開し、自立や協働の力を育んだ。トライやる・ウィークでは事業所での5日間の体験活動を実施した。活動を通して、働くことの意義について考える機会になり、トライやる・ウィークの趣旨に則った活動ができた。	○

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

基本施策（3）こどもの貧困対策

① 教育の支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-22	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成	教育総務課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	就学奨励費で455名、特別支援教育就学奨励費で101名に教育に係る費用の一部援助を行った。支援を必要とするすべての世帯へ援助を届けるため、保護者連絡ツールや広報を活用し、周知徹底を図る。	-
1-23	奨学金給付制度の実施	教育総務課	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して、一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	奨学金を支給対象者に支給した。 （支給金額：28,000円（1名））	-
1-24	地域における学習機会の確保	学校教育課	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に成えます。	A	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、県の「ひよっこがんばり学習タイム」事業を活用し、地域の指導員を配置した放課後学習の場を開設して、児童生徒の自主的な学習を支援した。また、授業中の支援として学習支援員51名で延べ5,118時間の支援を行った。	-
1-25	幼児教育・保育の一部無償化	こども教育課	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	B	3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施した。	-
1-26	キャリア教育の充実	学校教育課	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	A	キャリアノートやキャリアパスポートを活用し、児童生徒が自身の変化や成長を評価したり、家族、友達、社会とのつながりを認識したりできるように指導するとともに、プロの技能や生き方、高度な専門性に触れ、生徒の夢に向かって力を育むことができた。キャリア教育研修会を実施し、「付けたい力」を明確にした9年間を通じた年間カリキュラムの作成を行った。	-
1-27	スクールカウンセラーの配置	学校教育課	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実に取り組ませる。また、スクールカウンセラーと教職員・保護者との更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。	A	相談窓口の運営（年間相談数：1,400件）に加え、教職員の指導力向上を目指した研修や、児童生徒の心を育む教育プログラムの実施に取り組んだ。平素より一人ひとりの学校生活に目を配ること、困難を抱える児童生徒のサインをいち早く捉え、未然防止と迅速な対応に努めた。	-
1-28	不登校児童生徒への支援	学校教育課・青少年センター	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るための細やかな指導を実施するため、指導員の配置体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。	A	保護者と緊密に連携を図りながら、教育支援センターの活用や校内サポートルームなどの指導、さらに本人の意向を尊重した授業参加など、一人ひとりの状況に応じた段階的な支援体制を整えた。組織面では不登校対策委員会や外部講師を招いたケース会議を定期的に実施し、支援の質的向上を図った。さらに、不安軽減プログラムの継続的な実施を通じて、未然防止に向けた予防的アプローチを強化した。	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 生活の安定に資するための支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-29	養育支援訪問事業の実施	福祉総務課	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談や指導、助言などを行い、適切な養育をサポートします。	B	養育の支援を必要とする家庭に対し、保健師や子ども家庭支援員が家庭訪問による具体的な育児支援に関する技術指導を行った。	-
1-30	小中学校給食費の無償化	教育総務課	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	B	市内小中学校の給食費の無償化を行い、兵庫教育大学附属小中学校等に通学している児童生徒に支援金（294名）を支給した。制度については学校や広報を通じて周知を図り、窓口やオンラインで申請を受け付けた。	-
1-31	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進	生涯学習課	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々との協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。	B	社地域5教室の統合により参加児童数の減少があらたが、今後も地域担持者の協力を得ながら、居場所づくりの確保に努める。	○

③ 保護者の就労支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-32	自立支援教育訓練給付金等の支給	福祉総務課	主体的な能力開発の取組や就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、資格取得に係る費用の一部を支給します。	B	高等職業訓練促進給付金を2名に支給した。	-
1-33	母子父子自立支援員による相談	福祉総務課	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	B	ひとり親家庭への支援について、必要な情報提供や就労支援を行った。今後も民法改正に伴う制度改正を踏まえ、ひとり親家庭の自立を支援する。	-

④ 経済的支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-34	母子家庭等医療費の助成	保険医療課	年齢が18歳の年度末までの子ども又は20歳未満の高校生中の子ども・若者を監護する母又は父及びそれに監護される子ども・若者、遺児の受給対象者で、所得基準を満たす者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。ただし、こどもの年齢が18歳の年度末までは乳幼児等・こども医療費により助成します。	B	母子家庭等医療費の助成については、今後とも、県との共同事業として助成を継続する。また、乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業の助成について、所得制限なしで、高校3年生に相当する年齢までのすべてのこどもの医療費自己負担の無料化を継続する。 ※今までは対象外となっていた国公費負担医療制度の適用を受ける場合も、適用後なお自己負担がある場合には、令和8年7月からその福祉医療制度の適用を拡大する。	-
1-35	各種手当の支給	福祉総務課 社会福祉課	子育て世帯やこどもの心身の状況に応じて、要件に該当する子育て世帯やこどもに対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	B	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給した。	-
1-36	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成	教育総務課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	就学奨励費で455名、特別支援教育就学奨励費で101名に教育に係る費用の一部援助を行った。支援を必要とするすべての世帯へ援助を届けるため、保護者連絡ツールや広報を活用し、周知徹底を図る。	-
1-37	奨学金給付制度の実施	教育総務課	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	奨学金を支給対象者に支給した。 （支給金額：28,000円（1名））	-

再掲No. 1-22

再掲No. 1-23

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

④ 経済的支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 1-25	1-38 幼児教育・保育の一部無償化	こども教育課	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人形形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	B	3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施した。	-
再掲No. 1-30	1-39 小中学校給食費の無償化	教育総務課	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	B	市内小中学校の給食費の無償化を行い、兵庫教育大学附属小中学校等に通学している児童生徒に支援金（294名）を支給した。制度については学校や広域を通じて周知を図り、窓口やオンラインで申請を受け付けた。	-

基本施策（4）こども・若者に魅力あるまちづくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
1-40	魅力ある働く場の創出	まちづくり創造課	民間事業者との連携・協力により、産業団地の創出に取り組み、若者をばい市民の生活基盤となる雇用の充実を目指します。	B	山国地区における産業団地創出に向け、民間事業者と連携協定を締結した。今後は、本協定に基づき、産業団地の早期実現を目指し、取組を推進する。	-
1-41	にぎわいあふれるまちの拠点づくりの推進	まちづくり創造課	やしろジョーピングパークBio周辺エリアの更なる都市機能の充実に向けて、民間活力の活用により土地利用を促進するとともに、まちの拠点づくりコンソーシアムを中心とした地域で活躍する事業者や団体等と連携し、地域活性化イベントを実施するなど、子育て世代をはじめとした幅広い世代が集い・交流できるまちの拠点づくりを推進します。	A	まちの拠点づくりコンソーシアムを中心としたイベントの実施により、指標を大きく上回る来場者があった。引き続き、イベントを実施することに加え、やしろジョーピングパークBio周辺の更なる都市機能の充実に向けて、民間活力の誘引を図るとともに、地域資源を活かした下川周辺整備を推進する。	○
1-42	若者の自立に向けた就労支援	商工観光課	「加東市就労支援室（雇用相談業務委託先）」において、若者の求職活動や職場定着を支援するとともに、「さんだ若者サポートステーション（厚生労働省業務委託先）」とも連携し、加東市内で開催される「出張キャリア相談」などを案内します。	B	「加東しごと相談室（加東市就労支援室）」及び「さんだ若者サポートステーション」と連携し、若者の就職活動を支援した。 （延べ件数合計：85件）	-
1-43	働く世代・新婚世帯の住宅取得支援	都市政策課	働く世代の定住化を促進するため、市内に住宅を取得した方に費用の一部を助成します。また、婚姻に伴う新生活を支援するため、婚姻を機に市内で新生活を始める新婚世帯に新居に係る費用の一部を助成します。	B	働く世代住宅取得支援補助金7件、結婚新生活支援補助金11件を交付した。同補助金とも定住・移住の促進や少子化対策の効果は限定的であるため廃止する。	-

基本目標2 すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり

基本施策（1）こどもの健康づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-01	生活習慣の確立	健康課	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施するなど、正しい生活習慣が身に付くよう保護者に対して情報を提供します。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るなど、様々な機会を通して幼少期からの「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、生活習慣の基礎づくりを推進します。	B	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施した。また、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の年長児を対象に「こどもさんちゃんチャレンジ（早寝・早起き・朝ごはん）」の3項目についてチャレンジシートを用いて、生活習慣の基礎作りを推進した。 （こどもさんちゃんチャレンジ参加率：71.2%）	○

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

基本施策（１）こどもの健康づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-02	各種乳幼児健診・育児教室の実施	健康課	乳幼児健診や教室等を通して、こどもの成長を確認し、疾病や発達遅れの早期発見を行うとともに、保健指導や虫歯予防、正しい歯磨き指導などにより、育児支援やこどもの健康保持・増進に努めます。	B	身体計測、歯科健診、問診及び育児・栄養相談、診療を行い、母の発達支援の確保と母の月齢や個々の状況に応じて保護者への育児支援を行った。	○
2-03	こどもの健康に関する啓発	健康課	乳幼児健診や相談等でのリーフレット配布やポスター掲示など、様々な機会を捉えて、こどもの健康に関する事故予防や生活リズム、情報電子機器（スマートフォンやタブレット等）の利用方法などの啓発を行います。	A	こどもの健康に関する事故予防や情報電子機器の利用方法などの啓発のために、相談や教室の機会に集団教育を実施し、知識の普及に努めた。	-
2-04	学校給食を活用した食育指導	学校給食センター	栄養教諭等により、小・中・義務教育学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。また、小学校及び義務教育学校（前期課程）の全クラスを栄養教諭が訪問し、食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。さらに、中学校及び義務教育学校（後期課程）の給食時間に栄養教諭が全クラスを訪問し、喫食状況や給食時間の衛生管理を確認するほか、学校の希望により食育指導を行います。	B	給食指導訪問で、各学年に応じた食育指導を実施したほか、給食時間に配膳の仕方や喫食状況等を確認しながら給食指導を行った。 こどもの頃からの食育は、健全な食生活の確立の基となることから、継続して実施していく。 （全校全学年実施）	-
2-05	「かとう和食の日」の啓発	学校給食センター	日本の伝統的な食文化を学ぶ機会として、学校給食で和食給食を提供します。また、給食日より食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや朝食の大切さ、食育の重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど、積極的に推進活動を行います。	B	学期ごとに和食給食の日を実施し、和食給食の提供、食育だよりの発行により家庭への周知・啓発を行ったほか、各学校においても、和食給食の日に合わせて食育活動を実施した。（年3回）	-
2-06	食に関する意識啓発	こども教育課	地域地消を含めた伝統的な行事食や、手軽で栄養的にも配慮された家庭料理の普及に努めるとともに、園だよりなどを通じて、保護者に対して「食」「食」に関する情報を提供します。	A	市内13園の調理師、栄養士等が研修会を通して給食メニューの共有をし、自園の献立に活用している。また、各園において、献立・食育だよりやネット配信を利用し、「食」に関する情報提供をしている。	-

基本施策（２）親と子の健康づくり

① 親と子の健康の確保

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-07	母子・父子健康手帳の交付	健康課	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時にすべての妊婦へ個別に面談し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行います。また、パパママクラスの参加勧誘や父子健康手帳の交付を通して、父親の子育て力の向上や子育て意識の醸成を図ります。	B	母子健康手帳交付時にすべての妊婦と個別で面談し、個々に応じた不安や心配等の解消に努めた。夫も同席された場合は、夫に対しても妊娠・出産に関する情報提供を行った。 （母子健康手帳交付数：295件）	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 親と子の健康の確保					
取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等
2-08	各種健康診査費等の助成	健康課	妊婦健康診査や産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査などの妊婦・出産にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して出産・子育てができるよう支援します。	A	各種健康診査や検査にかかる費用の一部を助成した。妊婦健康診査の助成については、助成金の上限を130,000円に増額し、回数制限をなくした。（妊婦健康診査：5,964件、産婦健康診査：365件、新生児聴覚検査：201件、1か月児健康診査：225件）
2-09	乳児家庭全戸訪問事業の実施	健康課	保健師等が家庭を訪問し、乳児の発育・発達の確認や、保護者への育児相談・助言等を行います。	B	出産後各家庭に訪問を実施し、乳児の発育の確認を行うとともに、保護者の育児相談や体調確認を行った。
② 食育の推進					
取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等
2-10	生活習慣の確立	健康課	乳幼児健康診査や教室等で個別相談を実施するなど、正しい生活習慣が身に付くよう保護者に対して情報提供を行います。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るなど、様々な機会を通して幼少期からの「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、生活習慣の基礎づくりを推進します。	B	乳幼児健康診査や教室等で個別相談を実施した。また、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の年長児を対象に「こどもさんちゃんチャレンジ（早寝・早起き・朝ごはん）」の3項目についてチャレンジシートを用いて、生活習慣の基礎作りを推進した。（こどもさんちゃんチャレンジ参加率：71.2%）
2-11	学校給食を活用した食育指導	学校給食センター	栄養教諭等により、小・中・義務教育学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。また、小学校及び義務教育学校（前期課程）の全クラスを栄養教諭が訪問し、食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。さらに、中学校及び義務教育学校（後期課程）の給食時間に栄養教諭が全クラスを訪問し、喫食状況や給食時の衛生管理を確認するほか、学校の希望により食育指導を行います。	B	給食指導訪問で、各学年に応じた食育指導を実施したほか、給食時間に配膳の仕方や喫食状況等を確認しながら給食指導を行った。こともの頃から食育は、健全な食生活の確立の基礎となることから、継続して実施していく。（全校全学年実施）
2-12	「かとう和食の日」の啓発	学校給食センター	日本の伝統的な食文化を学ぶ機会として、学校給食で和食給食を提供します。また、給食日より食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや和食の大切さ、食べることの重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど、積極的に推進活動を行います。	B	学期ごとに和食給食の日を実施し、和食給食の提供、食育だよりの発行により家庭への周知・啓発を行ったほか、各学校においても、和食給食の日に合わせた食育活動を実施した。（年3回）
2-13	食に関する意識啓発	こども教育課	地産地消を含めた伝統的な行事食や、手軽で栄養的にも配慮された家庭料理の普及に努めるとともに、園だよりなどを通して、保護者に対して「栄養」「食」に関する情報を提供します。	A	市内13園の調理師、栄養士等が研修会を通して給食メニューの共有をし、自園の献立に活用している。また、各園において、献立・食育だよりやネット配信を利用し、「食」に関する情報提供をしている。

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

基本施策（3）こどもの健全育成

① 学校におけるこどもの健全育成の推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性	目標となる指標
2-14	学校運営協議会の設置	学校教育課	小中一貫校では学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を積極的に生かすなど、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となつて特色ある学校づくりを進めます。また、災害等からのこどもたちの安全確保や、こどもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組めます。	B	東条学園小中学校に引き続き、社学園小・中学校にも学校運営協議会を設置した。地域の方々の協力による登下校時の安全確保や体験活動の実施など、地域とともにある学校づくりに努めた。	-
2-15	こどもの情報モラルの醸成	学校教育課・青少年センター	インターネットの有害情報からこどもたちを守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないよう、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、こどもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を行います。	B	1名1台PCを使用するにあたり、端末使用やSNS等のネット利用に関するルールやマナーについて指導した。また、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発。こどもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を実施した。	-
2-16	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	学校教育課・青少年センター	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加東市医師会等との連携を密にし、様々な機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。	B	児童生徒の発達段階に応じ、喫煙、飲酒及び薬物乱用が健康に及ぼす弊害について、体育・保健体育科の指導を行った。併せて、薬物に対する正しい理解と規範意識の醸成を図るべく、全校一斉に薬物乱用防止教室を実施した。	-
2-17	青少年の健全育成活動の推進	学校教育課・青少年センター	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や指導活動などに取り組めます。特に、有害なネット環境からこどもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、様々な取組を進めます。	B	青少年指導委員と連携したこどもの見守り活動を推進するとともに、加東市通学路安全推進会議等を通じて通学路の安全確保を図った。また、加東市ネット見守り隊の活動の一環として各学校における情報モラル教室を開催したほか、ネットパトロールで得た情報を各校と共有するなどの取組を推進した。引き続き関係機関と連携して様々な活動を推進する。	-
2-18	発達段階に応じた体験活動の充実	学校教育課	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組めます。また、地域での職場体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育成するため、トライヤ・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組めます。	B	各小学校では、地域住民の協力を得て、自然観察や栽培といった五感で学ぶ体験学習を実施した。また、自然学校では、『淡路青少年交流の家』や『神戸市立自然の家』を拠点とし、海や山の豊かな自然を活かした活動を展開し、自立や協働の力を育んだ。トライヤ・ウィークでは事業所での5日間の体験活動を実施した。活動を通して、働くことの意義について考える機会になり、トライヤ・ウィークの趣旨に則った活動ができた。	○

再掲No. 1-08
1-21

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 学校におけるこどもの健全育成の推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 1-14	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実	学校教育課	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を図ります。また、部活動の地域移行（展開）の活性化を図ります。また、部活動の安全性の確保及び活動の安全性を高めること、子どもがスポーツ・文化芸術活動等に取り組めるよう地域クラブ活動団体の認定制度を整え、23団体を認定し活動機会の確保を進めます。今後も幅広い活動を保障できるように、地域の実情に応じて活動団体の整備を目指す。	A	部活動指導員を25名配置し、部活動の安全性の確保及び活動の活性化を図った。また、安全安心な体制のもと、子どもがスポーツ・文化芸術活動等に取り組めるよう地域クラブ活動団体の認定制度を整え、23団体を認定し活動機会の確保を進めた。今後も幅広い活動を保障できるように、地域の実情に応じて活動団体の整備を目指す。	○

② 公民館における体験活動等の推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-20	小学生チャレンジスクールの実施	生涯学習課	学校や学年の異なる子どもたちに野外活動や工作教室など、普段の生活ではできない有意義な体験活動の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。また、新規参加者の増加を図るとともに、参加定員の拡充や事業の充実に取り組めます。	B	8事業21教室を開催し、129名の参加があった。引き続き様々な活動にチャレンジできる機会の提供に努める。	○
2-21	スポーツ活動を通じた地域の交流促進	生涯学習課	出前講座による二ユーススポーツ体験を通じて、地域の世代間交流の活性化を促進します。	B	各地区や学校など7回の出前講座を実施した。引き続き、二ユーススポーツ体験を通して希薄化しつつある地域・世代間交流の一助となるように努める。	-
2-22	ひょうご放課後プラン（子ども教室）の推進	生涯学習課	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。	B	社地域5教室の統合により参加児童数の減少があったが、今後も地域指導者の協力を得ながら、居場所づくりの確保に努める。	○

③ 本に親しめる環境づくりの推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-23	こどもの読書活動の推進	中央図書館	幼児・小学生に絵本などの読み聞かせをするおはなし会をはじめ、家庭でも読み聞かせができるよう、「はじめてであうえほん」事業に絵本などのプレゼントを加え、新たにスタートした「ブックスタート事業」を継続して実施します。また、こどもを中心とした参加型の読書活動推進事業を実施し、こどもの読書活動を推進します。	B	ブックスタート事業や読書推進活動を実施した。（ブックスタート事業：221組、読書活動推進事業：14回）	-
2-24	こどもの読書環境の整備・充実	中央図書館	こども・若者等が身近に本に触れ、本に親しむことができるよう、蔵書の充実や効果的な情報発信など、読書環境の整備・充実に取り組めます。	B	小学3年生対象の「おでかけ図書館」の実施や小学校への「おでかけ図書館」、東条学園小中学校（後期課程）と滝野中学校への「おでかけ図書館」を実施した。	○

④ 地域でこどもを育てる環境づくりの推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-25	活動拠点づくりと見守り活動の推進	福祉総務課	こどもや子育て家庭を見守り、支えあう地域社会づくりに向けて、住民相互の自主的な活動である地域福祉活動推進地区への支援や普及啓発を行い、地域の活動拠点づくりや見守り活動などを推進します。	A	広報誌や公式SNSで、各地域で行われる活動について紹介し、活動の推進を行った。今後は、各地域の活動内容の情報集約と活動にかかる分析が必要と考えられている。	-

(R7実施地区：84地区)

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、計画の記載と異なる取組ができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

④ 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
2-26	関係団体との連携強化	福祉総務課	地域内の福祉問題の解決、助けあい活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、地区・自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助けあい活動に取り組めます。	B	民生委員・主任児童委員の学校訪問を実施することにより、民生委員・主任児童委員と学校との関係づくりに努めた。	-
2-27	地域における学習機会の確保	学校教育課	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	A	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、県の「ひょうごがんばり学習タイム」事業を活用し、地域の指導員を配置した放課後学習の場を開設して、児童生徒の自主的な学習を支援した。また、授業中の支援として学習支援員51名で延べ5,118時間の支援を行った。	-

基本目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策（1）子育て支援の質と量の確保

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-01	公立認定こども園の施設整備	こども教育課	園児数の変化や老朽化などに応じた改修・整備を計画的に行うとともに、安全・快適な保育環境を整えるため、施設を適正に維持・管理します。	B	誰でも通園制度の開始にあたり、加東みらいこども園の子育支援室の床材をタイルカーペット材からクッションフロア材への貼替を行った。今後も施設の改修・整備を計画的に行い、適正な維持・管理を行う。	-
3-02	私立保育所等の施設整備	こども教育課	施設の計画的な改修などに係る費用の一部を助成し、保育環境の改善のための整備を支援するとともに、快適な保育環境を整えるため、施設の適正な維持・管理を支援します。	B	施設の改修工事を行った市内1園に対し、費用の一部助成を行った。今後も快適な保育環境を整えるため、施設の適正な維持・管理を支援する。	-
3-03	保育の受け皿の確保	こども教育課	待機児童や保留児童の解消に向けて保育の受け皿を確保するため、保育士等の就労支援をはじめ、更なる保育体制の充実や新たな保育サービスを検討するとともに、保育所・認定こども園の定員や規模、運営などに関して総合的に検討します。	A	待機児童を発生させないため、保育士等の確保の施策を実施した。また、令和8年6月から小規模保育事業所の開設を予定し、新たな受け皿確保に向けた取組を進めた。	○
3-04	認定こども園の推進	こども教育課	保育所と幼稚園の両方の良さを併せ持つ認定こども園化を推進します。	A	認定こども園化が未実施の保育所2園に対し、認定こども園への移行に向けての調整を行った。1園は令和9年度、もう1園は令和10年度以降の認定こども園化を見込んでいる。	○
3-05	小学校・保育所等の連携強化	学校教育課 こども教育課	入学前児童の学校訪問を通じて、異年齢のこども同士との交流やふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。	B	小学校区ごとに就学前の園児と児童との交流を行う。また、オープンスクールや公開保育等の相互参加に加え、幼小連携・接続合同研修を開催し職員同士の交流を図った。次年度より幼児期と学童期をつなぐ『架け橋プログラム』に取り組み、連携・接続の強化に努める。	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 1-02	就学前教育・保育の充実	こども教育課	こどもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や集団遊び、体験活動など、こどもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。また、親子がふれあい活動や未就園児の会などの子育て支援を実施し、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。	B	園内・園外研修、市内園公開保育等に参加し、教育・保育の質の維持と向上を図った。また、市内13園において、子育て支援活動を実施している。	-
再掲No. 1-03	保育士・保育教諭等の資質向上及び適正配置	こども教育課	乳児保育や幼児教育に加え、障害児等保育や特別支援教育の充実、多様な児童への適切な保育を提供するため、研修等により保育士・保育教諭等の資質及び専門性の向上に取り組む。質の高い保育・教育を提供します。また、こどもと深く関わる保育士・保育教諭等を適正に配置することで、こどもたちの安全・安心、健全育成につなげます。	B	保育士等キャリアアップ研修、フォローアップ研修等を開催し、市内13園すべてから職員が参加あり、保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上に努めた。次年度は中堅以上の職員向けの研修も開催し、キャリアにふさわしい学びの機会を設けていく。相談支援事業を継続的にを行い、保育士・保育教諭を支援し、市内園での勤務の定着に努める。	-

② 多様な子育て支援の提供

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-08	子育て短期支援事業の実施	福祉総務課	保護者が病気や冠婚葬祭などの理由により、家庭でこどもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童福祉施設や里親でこどもの養育・保護を行います。	A	親のレスパイト・ケア等のため、2世帯が計11日利用した。児童福祉施設に加え里親宅での利用も実施した。今後も支援が必要な家庭の早期把握、支援に努める。	-
3-09	子育て世帯訪問支援事業の実施	福祉総務課	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児などを支援します。	B	訪問支援事業所3社と契約し体制は整え、家事、育児負担の相談はあったが、利用希望はなく、利用はなかった。引き続き、体制を整え、適切なタイミングで支援を実施できるように努める。	-
3-10	妊娠・出産・子育てすこやか事業の実施	健康課	妊娠前から妊婦に寄り添い、安心して出産・育児ができるよう、相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠前から子育てまで切れ目のない支援を行います。	B	母子健康手帳の交付時や出産後の赤ちゃん訪問等で妊婦や保護者に出会い面談を行い、不安や心配の解消に繋げた。また、同時に経済的支援で、妊婦のための支援給付金を支給した。	○
3-11	子育て見守り支援事業の実施	健康課	子育て経験のある配達員が、生後5か月から満1歳になるこどものいる家庭を対象に、毎月1回、紙おむつやベビーフード等の子育て用品をお届けし、こどもと保護者を見守る「かとうすこやか定期便」を実施するなど、経済的負担の軽減を図ります。また、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図ります。	B	生後5か月から満1歳になるこどものいる家庭を対象に、毎月1回子育て用品を手渡し、経済的負担の軽減を図るとともに、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図った。	○
3-12	産後ケア費用助成事業の実施	健康課	出産後1年未満の産婦を対象に、医療機関や助産所で受ける産後ケア（宿泊型、日帰り型、訪問型）の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、産後に心身ともに安心して育児ができるよう支援します。	A	（申請数：226件 配達延件数：2,060件） 県の集合契約に入り、利用できず事業所が増え、市民にとってより利用しやすい体制を整えた。 （宿泊型：72日 通所型：129日 訪問型：42日（延利用日数））	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 多様な子育て支援の提供

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-13	子育て家庭を応援する新たな保育サービスの提供	こども教育課	保護者の就労の有無や理由に関わらず、月一定時間までの利用可能な中で保育施設を時間単位で利用できる新たな制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、すべてのこどもの育ちを応援します。また、家庭の事情で突発的に子育て支援を受けたい保護者のために、新たな一時預かりサービスを検討します。	B	令和8年4月からの乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に向け準備を行った。また、すべての子育て世帯を支えるため、新たな一時預かりサービスの検討を引き続き行う。	-
3-14	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の実施	こども教育課	保護者が就労などにより居間家庭にいない小学校・義務教育学校（前期課程）に就学している児童に対して、家庭に代わる生活の場として、アフタースクールで受け入れるとともに、安全・快適に過ごせる環境を整えるため、新たな施設の整備や施設を適正に維持・管理します。また、多様な児童を適切に保育するため、研修などにより支援員等の資質向上に努めます。	B	市内のアフタースクール（4施設）において、児童を受入れ保育を実施し、施設の維持・管理を行った。	-
3-15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の実施	こども教育課	「子育ての応援をしてほしい」人と「子育ての応援をしたい」人が、依頼会員、協力会員、両方会員のいずれかの会員に登録し、ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）が仲介して、会員同士のスムーズな相互援助活動が地域において行えるよう支援します。	B	会員同士がスムーズな相互援助活動を行えるよう支援を行った。また、会員の募集に向け、児童館、イノスタグラム等でファミリー・サポート・センターの掲載発信を行った。（会員数：316名、延べ利用件数：287件）	-
3-16	延長保育事業の実施	こども教育課	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施します。	B	市内すべての保育所・認定こども園において実施した。	-
3-17	一時預かり事業の実施	こども教育課	保護者の就労などの事由による保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園の在園児（1号認定）を主な対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。また、幼稚園型以外に、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、こどもを保育所等で一時的に預かります。	B	市内の保育所・認定こども園では保育所1園を除き、12園が実施した。	-
3-18	休日保育事業の実施	こども教育課	多様化する保育ニーズに対応するため、必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施します。	B	さくら保育園（私立）・加東みらいこども園（公立）において休日保育事業を実施し、休日に就労する保護者の保育ニーズに対応した。	-
3-19	病児・病後児保育事業の実施	こども教育課	病児・病後児保育施設で、病中や病後からの回復期のため小学校・保育所等での集団生活が困難で、保護者の就労などの理由で保育が保たれないこどもを一時的に預かります。また、安全・快適な保育環境を整えるため、施設を適正に維持・管理するとともに、改修・整備を計画的に行います。	B	委託業者と連携をとりながら、適切な事業運営を実施した。（延べ利用者数：270名）	-
3-20	地域子育て支援拠点の充実	こども教育課	地域子育て支援拠点において、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行い、子育ての不安や負担の軽減を図ります。また、児童館等を安全・快適に利用できるよう、施設の空調設備やLED照明等の更新・修繕などを行い、適正に維持・管理するとともに、改修・整備を計画的に行います。	B	市内4か所の地域子育て支援拠点において、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することで、子育ての孤立化や子育てに関する不安感、負担感の軽減を図った。また、児童館「やしろこどもいえ」の空調設備更新工事及び滝野児童館（さくら）の空調・LED照明等の改修工事を行った。	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

③ 子育てに関する相談体制の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-21	情報提供・相談体制づくり	福祉総務課 こどもも教育課	子育てに関する情報提供を行うほか、講演会、学習会の実施、子育ての不安や負担を軽減するため、児童厚生員や子ども家庭支援員による相談事業を実施します。また、子育て中の保護者やこどもが集う施設において、自然に悩みが相談できるような雰囲気や適切な相談体制づくりに努めます。	A	ホームページやインスタグラムを通じ、子育てに関するイベント情報を発信した。杜児童館「やしろこどものいえ」と東条鯉こいランドに加え、令和7年度から遠野児童館（きらら）においても、子育てに関する相談等を受ける利用者支援事業を実施した。	-
3-22	子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化	健康課 福祉総務課	保健師や支援員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する悩みや心配事などの相談に応じ、解決に向けた支援を行います。また、多様化・複雑化した相談内容に対応できるように、支援員の資質向上に努めますとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	B	健康課と福祉総務課が一体的に相談、支援を実施した。今後も合同ケース会議等を継続し、密に連携をとりながら支援が必要な子育て世帯への支援に努める。また、支援員の資質向上のため積極的に研修に参加する。	-
3-23	産後うつ病の予防	健康課	精神疾患や不安が強いなどの支援が必要な妊婦には、妊娠中から支援を行うとともに、出産後は、乳児家庭全戸訪問で産後うつ傾向の有無を確認し、必要な人には、継続的な支援や関係機関との連絡調整を行い、産後のうつ病予防を行います。	B	支援が必要な方へは、妊娠中から訪問や面談等で不安や心配等の軽減に努めた。また、出産後の乳児家庭全戸訪問では、すべての産婦にEPDSを行い、産後うつ傾向の有無を確認し、数値が高い方には、継続的な支援を行った。	○
3-24	発達段階に応じた相談・教室の実施	健康課	離乳食もぐもぐ教室や10か月児相談、2歳児育児教室、5歳児発達相談、子育て何でも相談等を通じて、こどもの発達・発達の観察や育児相談、離乳食の作り方や栄養相談、就学に向けた準備や子育てについて考える機会の提供など、発達段階に応じたきめ細かな育児支援を行います。	B	教室や相談を通じて、こどもの発達・発達の確認や保護者に対しての育児支援を行った。	○
3-25	発達相談等の充実	発達サポートセンター	支援が必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達相談等を通して、適切な関わり方などについて助言します。また、こどもの発達について、悩みや気になることがある保護者が気軽に相談できる場を提供し、早期の療育につなげます。	B	「こどもの発達・何でも相談」及び「はびあブラザ」による定期相談の実施に加え、随時の電話相談や来所相談に対応できる体制を整え、支援を必要とするこどもの保護者が相談しやすい体制を維持した。（年間相談件数：1,696件 実人数：728名）	-
3-26	こども巡回相談の実施	発達サポートセンター	こどもの発達について、心配や悩みがある保護者からの希望により、市内在住で保育所等に所属している園児について、保育所などでの様子を観察し、所属する保育所等とともに相談に応じます。	B	保護者からのこどもの発達に関する心配事等の相談に応じるため、保育所等と連携を図りながら、こども巡回相談を実施した。保護者がより利用しやすくなるよう、申請方法や実施体制の見直しを検討する。（実施件数：23件）	-
3-27	利用者支援事業の実施	こどもも教育課	子育て家庭や妊産婦の身近な場所に利用者支援員を配置し、相談や援助、情報提供を行うほか、適切な施設・事業が利用できるよう支援します。	B	児童館に利用者支援員を配置し、相談や援助、情報提供を行い、適切に施設が利用できるよう支援を行った。（年間相談件数：20件）	-
3-28	母子父子自立支援員による相談	福祉総務課	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	B	ひとり親家庭への支援について、必要な情報提供や就労支援を行った。今後も民法改正に伴う制度改正を踏まえ、ひとり親家庭の自立を支援する。	-

再掲No. 1-33

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

④ 子育て情報提供サービスの充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-29	SNS等を活用した子育て情報の提供	秘書広報課 企画政策課 こども教育課	広報紙やホームページ、SNSを活用し、暮らしに関する情報や児童館等のイベント情報を周知するとともに、子育てに関する情報などを発信します。	B	広報紙やホームページ、SNSを活用し、児童館のイベント情報など子育てに関する情報を発信した。引き続き、広報紙やホームページ、SNSを活用した情報発信を行う。	-
3-30	まちの子育てひろばの情報提供	社会福祉協議会	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報を掲載し、保育所・認定こども園や公共施設、子育てサークル等へ情報誌を配布するとともに、ホームページで発信します。	B	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報について、社会福祉協議会のホームページとSNS（LINE、インスタグラム）において情報発信を行った。	-
3-31	保護者との連携体制づくり	学校教育課	小・中・義務教育学校のホームページの定期的な更新や保護者へのタイムリーな情報提供などにより、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、こども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。	B	学校ホームページの更新や保護者連絡アプリを活用した保護者や地域への情報発信等を行った。今後、定期的な学校ホームページの更新、保護者や地域への積極的な情報発信に努める。	-

基本施策（2）子育てと仕事ができる環境整備の推進

① 職場環境の整備への働きかけ

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-32	育児休業等の定着・取得促進	人権協働課 商工観光課	育児休業の取得促進のために、事業者に対して様々な機会を通じて制度定着への呼びかけに努めるとともに、広報紙などを通じて意識啓発を行います。	B	市ホームページや加東市企業人権教育協議会の研修で、男性の育児取得促進について啓発を行った。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。（加東市企業人権教育協議会等開催回数：3回）	○
3-33	平等な職場環境の確立に向けた啓発	人権協働課 商工観光課	事業所に対して、職場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正や働き方を見直し、実質的に平等な雇用均等と待遇の確保について、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。	B	市ホームページや加東市商工業かわら版LINE、人権啓発情報誌で女性活躍推進について周知や啓発を行った。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。（人権啓発情報誌「夢さめいて」掲載等回数：7回）	-
3-34	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	人権協働課 商工観光課	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をバランスよく実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。	B	市ホームページや加東市商工業かわら版LINEで年次有給休暇取得の呼びかけを行ったほか、ワークライフバランス実現のコツについて加東市企業人権啓発協議会研修を実施した。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。（加東市商工業かわら版LINE掲載等回数：7回）	-
3-35	多様な働き方の啓発	人権協働課 商工観光課	仕事と家庭生活・地域活動等の両立を目指し、子育て等の状況に応じた働き方ができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、事業者への意識啓発や環境づくりを進めます。	B	市ホームページで時短勤務やリモートワークなど多様な働き方について啓発を行った。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。（市ホームページ掲載：1回）	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 家庭への男女共同参画の啓発

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-36	男女共同参画セミナー等の開催	人権協働課	男性の育児・家事への参画を促すための講座などを開催します。	A	父親と子どもの料理教室を実施し、子どもを持つ男性講師による育児・家事に関する体験のお話を取り入れるとともに、兵庫県作成の家事シェアシートを配布した。定員を超える申し込みがあり、内容も好評だったため、引き続き実施する。 (パパと子どもの料理教室：1回)	○
3-37	母子・父子健康手帳の交付	健康課	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時にすべての妊婦へ個別に面談し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行います。また、パパママクラスの参加勧奨や父子健康手帳の交付を通して、父親の子育て力の向上や子育て意識の醸成を図ります。	B	母子健康手帳交付時にすべての妊婦と個別で面談し、個々に応じた不安や心配等の解消に努めた。夫も同席された場合は、夫に対しても妊娠・出産に関する情報提供を行った。 (母子健康手帳交付数：295件)	-
3-38	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	人権協働課 商工観光課	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をバランスよく実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。	B	市ホームページや加東市商工業かわら版LINE掲載で年次有給休暇取得の呼びかけを行ったほか、ワークライフバランス実現のコミットについて加東市企業人権啓発協議会研修を実施した。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。 (加東市商工業かわら版LINE掲載等回数：7回)	-
3-39	多様な働き方の啓発	人権協働課 商工観光課	仕事と家庭生活・地域活動等の両立を目指し、子育て等の状況に応じた働き方ができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、事業者への意識啓発や環境づくりを進めます。	B	市ホームページで時短勤務やリモートワークなど多様な働き方について啓発を行った。引き続き、各種媒体を活用し、啓発に努める。 (市ホームページ掲載：1回)	-

基本施策（3）家庭の状況に応じた子育て家庭への支援

① 子育て家庭への経済的支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-40	重度障害者（児）医療費の助成	保険医療課	身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で所得基準を満たす者に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。ただし、18歳の年度未満での子どもについては、乳幼児等・子ども医療費により助成します。	B	重度障害者（児）医療費助成については、今後とも、県との共同事業として助成を継続する。 ※今まで対象外となっていた国公費負担医療制度の適用を受ける場合も、適用後なお自己負担がある場合には、令和8年7月からその福祉医療制度の適用を拡大する。	-
3-41	乳幼児等・子ども医療費の助成	保険医療課	0歳から高校3年生に相当する年齢（18歳の年度末）の子ども・若者の医療費について、所得制限を設けることなく対象年齢すべての子ども・若者の医療費の自己負担額の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図ります。	B	乳幼児等医療費助成事業、子ども医療費助成事業の助成について、所得制限なしで、高校3年生に相当する年齢までのすべての子どもの医療費自己負担の無料化を継続する。	-
3-42	未熟児養育医療給付の実施	保険医療課	医師が入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額及び入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を給付し、経済的負担の軽減を図ります。	B	未熟児養育医療助成制度について、引き続き周知を行うとともに、助成を継続する。	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 子育て家庭への経済的支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-43	子育て世帯スマイル交付金の支給	福祉総務課	未来を担う子どもの健やかな育成と子育て環境の向上を目的に、基準日時点で6か月以上継続して市内に居住し、満1歳から6歳までの子どもを養育する家庭へ交付金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	B	子育て世帯を応援するために、基準日時点で6か月以上継続して市内に居住し、満1歳から6歳までの子どもを養育する家庭へ交付金を支給した。	-
再掲No. 1-22 1-36	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成	教育総務課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	就学奨励費で455名、特別支援教育就学奨励費で101名に教育に係る費用の一部援助を行った。支援を必要とするすべての世帯へ援助を届けるため、保護者連絡ツールや広報を活用し、周知徹底を図る。	-
再掲No. 1-23 1-37	奨学金給付制度の実施	教育総務課	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して、一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	B	奨学金を支給対象者に支給した。 (支給金額：28,000円（1名）)	-
再掲No. 1-25 1-38	幼児教育・保育の一部無償化	こども教育課	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	B	3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施した。	-
再掲No. 1-30 1-39	小中学校給食費の無償化	教育総務課	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	B	市内小中学校の給食費の無償化を行い、兵庫教育大学附属小中学校等に通学している児童生徒に支援金（294名）を支給した。制度については学校や広報を通じて周知を図り、窓口やオンラインで申請を受け付けた。	-
再掲No. 1-35	各種手当の支給	福祉総務課 社会福祉課	子育て世帯やこどもの心身の状況に応じて、要件に該当する子育て世帯やこどもに対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	B	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給した。	-
再掲No. 2-08	各種健康診査費等の助成	健康課	妊婦健康診査や産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査などの妊婦・出産等にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して出産・子育てができるよう支援します。	A	各種健康診査や検査にかかる費用の一部を助成した。妊婦健康診査の助成については、助成金の上限を130,000円に増額し、回数制限をなくした。 助成件数 (妊婦健康診査：5,964件、産婦健康診査：365件、新生児聴覚検査：201件、1か月児健康診査：225件)	-
再掲No. 3-10	妊娠・出産・子育てすこやか事業の実施	健康課	妊娠前から妊婦に寄り添い、安心して出産・育児ができるよう相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	B	母子健康手帳の交付時や出産後の赤ちゃん訪問等で妊婦や保護者に出会い面談を行い、不安や心配の解消に繋げた。また、同時に経済的支援で、妊婦のための支援給付金を支給した。 (給付件数：502件)	○
再掲No. 3-11	子育て見守り支援事業の実施	健康課	子育て経験のある配達員が、生後5か月から満1歳になることのある家庭を対象に、毎月1回、紙おむつやベビーフード等の子育て用品をお届けし、こどもと保護者を見守る「かとうすこやか定期便」を実施するなど、経済的負担の軽減を図ります。また、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図ります。	B	生後5か月から満1歳になることのある家庭を対象に、毎月1回子育て用品を配達し、経済的負担の軽減を図るとともに、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図った。 (申請数：226件 配達延件数：2,060件)	○

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 子育て家庭への経済的支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 3-12	3-52 産後ケア費用助成事業の実施	健康課	出産後1年未満の産婦を対象に、医療機関や助産所で受ける産後ケア（宿泊型、日帰り型、訪問型）の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、産後に心身ともに安心して育児が出来るよう支援します。	A	県の集合契約に入り、利用できる事業所が増え、市民にとつてより利用しやすい体制を整えた。 (宿泊型：72日 通所型：129日 訪問型：42日 (延利用日数))	-

② ひとり親家庭に対する支援の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 1-32	3-53 自立支援教育訓練給付金等の支給	福祉総務課	主体的な能力開発の取組や就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、資格取得に係る費用の一部を支給します。	B	高等職業訓練促進給付金を2名に支給した。	-
再掲No. 1-33 3-28	3-54 母子父子自立支援員による相談	福祉総務課	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	B	ひとり親家庭への支援について、必要な情報提供や就労支援を行った。今後も民法改正に伴う制度改正を踏まえ、ひとり親家庭の自立を支援する。	-
再掲No. 3-22	3-55 子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化	健康課 福祉総務課	保健師や支援員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する悩みや心配事などの相談に応じ、解決に向けた支援を行います。また、多様な生活課題に対応するべく、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	B	健康課と福祉総務課が一体的に相談、支援を実施した。今後も合同ケース会議等を継続し、密に連携をとりながら支援が必要な子育て世帯への支援に努める。また、支援員の資質向上のため積極的に研修に参加する。	-

③ 家庭教育の学習機会の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
3-56	社会教育団体の活動支援	生涯学習課	市文化連盟や連合婦人会、連合PTA、子育て応援ネット推進連絡会など、地域住民の自主的な参画による社会教育団体の活動を支援し、多世代の交流や家庭教育に係る意識啓発を図ります。	B	各団体への補助金交付及び事業実施にかかる支援を実施した。引き続き充実な団体活動が展開されるよう支援を行う。	-
3-57	子育て支援講座の開催	こども教育課	児童館等において、親の学びの機会の提供として子育てに関する講座を開催し、保護者への知識普及・向上に努めるとともに、家庭教育の重要性を啓発します。	B	児童館において、子育てに関する講座を開催した。引き続き講座を開催し、保護者への知識普及・向上に努めるとともに、家庭教育の重要性について啓発を行う。 (実施回数：1回、参加人数：103名)	○
3-58	学び場や交流する場の提供	こども教育課	少人数による講座、体験活動、子育てに関する講演会などを実施し、子育て家庭に学びの機会を提供することで、子育て力の向上を図ります。また、乳幼児を持つ親とその他の子どもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。	B	児童館において、子育てに関する講座を開催し、乳幼児を持つ親とその他の子どもが交流する場を提供した。 (実施回数：347回、参加人数：6,388名)	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

基本目標4 みんなで子育てを支えるまちづくり

基本施策（1）支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応

① 虐待防止対策の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-01	DV（ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進	福祉総務課	交際相手と互いの人権を尊重する考えを養うため、生徒に対して、デートDVに関する授業を実施します。	B	市立中学校・義務教育学校、兵庫教育大学附属中学校の4校でデートDV防止授業を実施した。引き継ぎ、市内4校においてデートDV防止事業を実施予定。	-
4-02	虐待に対する支援体制の強化	福祉総務課	警察や民間団体等からなる虐待防止ネットワークを強化するとともに、子ども家庭支援員による訪問、窓口・電話相談を実施し、児童虐待等の不適切な状況を改善できるように努めます。また、子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化や、要保護児童等の早期発見、迅速な支援、関係機関との情報共有など、支援の充実に努めます。	B	児童虐待防止ネットワークとして、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等を開催し、関係機関全体での情報共有と支援体制の連携強化を図った。子育ての不安や悩み等家庭の様々な問題について、子ども家庭支援員が訪問、電話及び来所での相談対応を行い、虐待防止に努めた。	-
4-03	家庭への虐待防止の意識啓発	福祉総務課 健康課	乳幼児健康診等での問診や訪問時、パンフレットの配布やホームページ掲載等を通じて、保護者への虐待防止の意識啓発を行うとともに、虐待の早期発見・早期支援を行います。	B	児童虐待防止推進キャンペーン月間（11月）に、民生児童委員連合会や要保護児童対策地域協議会の委員とともに、市内の商業施設や市が開催するイベント、講演会等で啓発用グッズ（ティッシュ・ウェットティッシュ）を配布し、児童虐待防止を推進した。また、健康課主催の3歳児健診において、子育てスマイルセンターのチラシを配布し、相談窓口、虐待防止について啓発を行った。	-
4-04	子育てに関する相談窓口の啓発	福祉総務課 健康課	市内の学校、保育所・認定こども園・児童館等へのパンフレットの配布等を通じて、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットラインなどの相談窓口の啓発を行います。	B	子育てハンドブックや広報誌等に相談窓口を掲載するほか、子育てスマイルセンターの案内パンフレットを関係機関を通じて必要な方に配布した。また、児童虐待防止推進キャンペーン月間（11月）には、こども家庭庁から提供された虐待防止や子育て相談のチラシを保育所・認定こども園、学校等を通じて配布した。	-
4-05	学校・保育所等における見守り	学校教育課・青少年センター こども教育課	保育所・認定こども園や学校等において、保育士・保育教諭や教員による日常の園児・児童生徒の見守りを大切にし、虐待の早期発見に努めます。	A	日常的な観察を通じて児童生徒の服装や身体状況の発容把握に努めるとともに、身体測定や体育等の場面では複数教職員による多角的な見守りを徹底した。また、児童生徒が安心して相談できる環境整備として、信頼関係の構築に注力し、定期的なアンケート調査を実施することで、虐待の兆候の早期発見とサインの受け止めに努めた。	-
4-06	病院における見守り	加東市市民病院	虐待を受けたこどもを診察時に発見した場合は、速やかに関係機関へ通報するなど、適切に対応します。	B	R7年度は、診察した中で虐待とみられる事例はない。引き続き緊密な関係部署の連携を図り、診療時に虐待を発見した場合に関係機関に通報し、早期対応を依頼する。	-

状況：「A（計画以上に取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 障害のある子どもへの施策の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-07	障害福祉サービスの充実	社会福祉課	「加東市障害児福祉計画」及び「加東市障害福祉計画」に基づき、障害のある人の日常生活を支える障害児通所支援（児童福祉法に基づく通所サービス）及び日中活動サービス等の提供基盤を充実させます。	A	不足していた東条地域の障害児通所支援事業所の開設に向け、働きかけ、事業所増加した。今後も不足している事業への新規参入及び拡充を促す。	-
4-08	地域生活支援事業の充実	社会福祉課	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付など、障害のある人が自立した日常生活を送るための支援を充実させます。	A	市内の日中一時支援事業所及び移動支援事業所が地域にそれぞれ1ヶ所ずつしか無いため、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、事業への参入を促す。	-
4-09	補装具費の給付・借受等の費用助成	社会福祉課	身体に障害のある人の日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付、借受け又は修理の費用を助成します。	B	兵庫県立身体障害者更生相談所と連携し、補装具の購入・修理費の適正給付に努めた。	-
4-10	障害のある家庭への経済的支援	社会福祉課	日常生活において常時介護が必要な障害のある人とその家庭に対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	B	「障害者福祉のしおり」、広報やホームページで制度の周知を図り、対象となる児童に対して手当の適正支給に努めた。	-
4-11	障害のある人の相談支援	社会福祉課	地域において生活するために必要な情報提供や助言を行うとともに、相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。	B	障害のある子どもや、障害福祉サービスを希望する子どもとその保護者に対して、必要な情報提供や相談対応を行った。また、療育が必要なくともに対して、早期に適切な支援ができるよう関係課と連携を図った。	-
4-12	特に支援が必要な子ども・家庭への支援	健康課	先天性疾患、低出生体重児、早産児など、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対して、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。また、必要に応じて、関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。	B	専門スタッフによる相談や訪問など、関係機関と連携しながら、個々に応じた対応を行った。また、継続支援が必要な方が適切な時期に支援を受けられるように関係機関と連絡調整を行った。	-

③ 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-13	特別支援教育支援員配置事業の実施	教育総務課	小学校・義務教育学校（前期課程）を対象とし、発達障害等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校に特別支援教育支援員を配置し、こどもの依存傾向が強くならないよう留意しながら、必要な支援を行います。	B	発達障害等の理由により行動面で配慮を要する児童が在籍する学校へ特別支援教育支援員を配置した。児童の過度な依存を招かないよう自立を促す視点を持ちながら、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を実施した。	-
4-14	発達障害等の啓発	発達サポートセンター	市民を対象に、発達障害等に関する知識や理解を深めるための講演会の充実を図ります。	B	市民等一般の方を対象に、発達障害の特性や支援の必要な子どもへの関わり方をテーマにした講演会を開催し、発達障害等の啓発を行った。 （研修実施回数：2回）	-
4-15	支援体制の充実	発達サポートセンター	教育・福祉関係従事者を対象とした発達障害などに関する研修の実施や、学校・保育所等を訪問し、専門家による指導・助言を行うなど、関係者の資質及び指導力向上を図ります。	B	学校・園の教職員等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する知識の習得と指導力の向上を図った。また、専門家と連携しながら学校・園を巡回し、こどもへの関わり方や合理的配慮などについて指導・助言を行った。 （研修実施回数：5回） （専門家派遣型巡回相談：15回）	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

③ 複合化・複雑化した課題のあるこどもへの支援

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-16	サポートファイルの活用 の推進	発達サポートセンター	支援を必要とするこどもに対して、効果的で一貫した支援を行うために、保護者及び関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関との連携強化及びライフステージごとに集積した情報の共有を図ります。	B	学校・園の教職員にサポートファイルの作成・活用について周知・啓発を行い、ライフステージを通じた情報共有が行われるよう推進した。 活用状況にばらつきがあり、さらなる推進には入力・運用の効率化が課題であるため、今後、小中学校に導入された教育ソフトの活用（教育支援計画等とのデータ連携）を検討する。	-
再掲No. 1-15 1-27	4-17	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実に努めます。また、スクールカウンセラーと教職員・保護者との更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。	A	相談窓口の運営（年間相談数：1,400件）に加え、教職員の指導力向上を目指した研修や、児童生徒の心を育む教育プログラムの実施に取り組んだ。平素より一人ひとりの学校生活に目を配ること、困難を抱える児童生徒のサインをいち早く捉え、未然防止と迅速な対応に努めた。	-
再掲No. 1-16 1-28	4-18	不登校児童生徒への支援	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るための細やかな指導を実施するため、指導員の配置体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。	A	保護者と緊密に連携を図りながら、教育支援センターの活用や校内サポートルームでの指導、さらには本人の意向を尊重した授業参加など、一人ひとりの状況に応じた段階的な支援体制を整えた。組織面で不登校対策委員会や外部講師を招いたケース会議を定期的に実施し、支援の質的向上を図った。さらに、不安軽減プログラムの継続的な実施を通じて、未然防止に向けた予防的アプローチを強化した。	-
再掲No. 3-26	4-19	こども巡回相談の実施	こどもの発達について、心配や悩みがある保護者からの希望により、市内在住で保育所等に所属している園児について、保育所などでの様子を観察し、所属する保育所等とともに相談に応じます。	B	保護者からのこどもの発達に関する心配事等の相談に応じるため、保育所等と連携を図りながら、こども巡回相談を実施した。保護者がより利用しやすくなるよう、申請方法や実施体制の見直しを検討する。 (実施件数：23件)	-

基本施策（2）地域の子育て環境の充実

① 顔の見える地域づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-20	子育てサロンの開設	社会福祉協議会	子育て中における不安や孤立しがちな親子などが、気軽に参加できるサロンを開設し、保護者同士の交流を促進します。	B	子育てサロンを12回開設した。今後も多くの方に参加頂けるように、実施内容の精査と周知方法について検討していく。	-
4-21	親子活動の推進	こども教育課	子育て世代の孤立を防ぎ、人とのつながりをつくるために子育て中の保護者などこどもが集まり、様々な活動を通じて親子のふれあい、保護者同士の交流を促進します。また、活動の周知や内容を工夫し、登録者数の増加に努めます。	B	児童館において、子育て中の親子が集まる場を設け、親子のふれあいや保護者同士の交流を行った。引き続き活動の周知や内容を工夫し、登録者数の増加に努める。	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」
A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。
B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。
C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。
D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① 顔の見える地域づくり					
取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等
再掲No. 1-31 2-22	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進	生涯学習課	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。	B	社地区教室の統合により参加児童数の減少があったが、今後も地域指導者の協力を得ながら、居場所づくりの確保に努める。
再掲No. 2-14	学校運営協議会の設置	学校教育課	小中一貫校では学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を積極的に生かすなど、地域と一体となった学校づくりを推進するとともに、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。また、災害等からのこどもたちの安全確保や、こどもたちが自ら体験し学ぶ機会を充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。	B	東条学園小中学校に引き続き、社学園小・中学校にも学校運営協議会を設置した。地域の方々のご協力による登下校時の安全確保や体験活動の実施など、地域とともにある学校づくりに努めた。
再掲No. 2-21	スポーツ活動を通じた地域の交流促進	生涯学習課	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて、地域の世代間交流の活性化を促進します。	B	各地区や学校など7回の出前講座を実施した。引き続き、ニュースポーツ体験を通して希薄化しつつある地域・世代間交流の一助となるように努める。
再掲No. 2-25	活動拠点づくりと見守り活動の推進	福祉総務課	こどもや子育て家庭を見守り、支えあう地域社会づくりに向け、住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援や普及啓発を行い、地域の活動拠点づくりや見守り活動等を推進します。	A	広報誌や公式SNSで、各地域で行われる活動について紹介し、活動の推進を行った。今後は、各地区の活動内容の情報集約と活動にかかわる分析が必要と考えている。 (R7実施地区：84地区)
再掲No. 2-26	関係団体との連携強化	福祉総務課	地域内の福祉問題の解決、助けあい活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、地区・自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助けあい活動に取り組めます。	B	民生委員・主任児童委員の学校訪問を実施することにより、民生委員・主任児童委員と学校との関係づくりに努めた。
再掲No. 3-30	まちの子育てひろばの情報提供	社会福祉協議会	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報を掲載し、保育所・認定こども園や公民施設、子育てサークル等へ情報誌を配布するとともに、ホームページで発信します。	B	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報について、社会福祉協議会のホームページとSNS（LINE、インスタグラム）において情報発信を行った。
再掲No. 3-58	学が場や交流する場の提供	こども教育課	少人数による講座、体験活動、子育てに関する講演会などを実施し、子育て家庭に学びの機会を提供することで、子育て力の向上を図ります。また、乳幼児を持つ親とその他のこどもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。	B	児童館において、子育てに関する講座を開催し、乳幼児を持つ親とその他のこどもが交流する場を提供した。 (実施回数：347回、参加人数：6,388名)
② 地域の交流を通じた教育力の向上					
取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等
再掲No. 1-14 2-19	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実	学校教育課	中学校・義務教育学校（後継課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にする。また、部活動の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じ、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。	A	部活動指導員を25名配置し、部活動の安全性の確保及び活動の活性化を図った。また、安全安心な体制のもと、こどもがスポーツ・文化芸術活動等に取り組めるよう地域クラブ活動団体の認定制度を整え、23団体を認定し活動機会の確保を進めた。今後も幅広い活動を保障できるよう、地域の実情に応じて活動団体の整備を目指す。

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

② 地域の交流を通じた教育力の向上

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 1-24 2-27	地域における学習機会の確保	学校教育課	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	A	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、県の「ひょうごがんばり学びタイム」事業を活用し、地域の指導員を配置した放課後学習の場を開設して、児童生徒の自主的な学習を支援した。また、授業中の支援として学習支援員51名で延べ5,118時間の支援を行った。	-

③ 地域の子育て人材づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-31	子育てサークル活動の支援	こども教育課	活動環境や運営方法についての助言や活動場所の確保・提供など、自主的な子育てグループを支援するとともに、関係機関が情報交換や連携を強化することで、支援の充実につなげます。また子育てグループの結成や協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。	B	活動場所の確保・提供を行い、自主的な子育てグループの支援を実施した。	○
4-32	子育てボランティア・子育てサポーターの育成	こども教育課	地域の人材を子育て支援に活用するため、リーダーや支援ボランティアの発掘と育成に努めます。また、子育てサークルなどにおいて、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーターとして活躍できる環境を整えます。	B	子育てサークルなどにおいて、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーターとして活躍できるよう活動場所の確保・提供を行った。	-
再掲No. 1-14 2-19 4-29	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実	学校教育課	中学校・義務教育学校（後掲課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向けたことを幅広くいすスポーツ・文化芸術活動に親しむことが出来るよう、地域の実情に応じて、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。	A	部活動指導員を25名配置し、部活動の安全性の確保及び活動の活性化を図った。また、安全安心な体制のもと、こどもがスポーツ・文化芸術活動等に取り組めるよう地域クラブ活動団体の認定制度を整え、23団体を認定し活動機会の確保を進めた。今後も幅広い活動を促進できるよう、地域の実情に応じて活動団体の整備を目指す。	○

基本施策（3）安全・安心な環境づくり

① こどもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-34	計画的な公園遊具の整備等	土木課	親子連れを中心に幅広い世代の人が集えるよう、市民のニーズに対応した安全で利用しやすい公園施設・遊具の充実と緑化保全に取り組むとともに、定期的に公園の遊具等の安全点検を実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるほか、計画的に遊具等を更新します。	B	公園遊具2基の新設、2基の更新を実施した。また、トイレ3棟の改修、園路約160m、転落防止柵約110mの更新も実施した。	-

状況：「A（計画以上に取り組みることができた）」「B（計画どおりに取り組みることができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組みることができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

① こどもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-35	美しい遊び場環境の提供及び公園の整備	土木課	アドプトプログラムの実施により地域の人々による公園の維持管理の輪を広げるとともに、公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を行い、良好な景観を形成し、清潔な遊び場環境の維持に努めます。また、日常点検による公園の適切な管理を行います。	B	アドプトプログラムでは、5団体が草刈りやごみ拾い等の公園の環境美化活動を実施した。また、日通点検により公園施設の状態を把握し、適宜、修繕等を実施した。	-
再掲No. 1-31 2-22 4-22	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進	生涯学習課	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、居場所一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。	B	社地区5教室の統合により参加児童数の減少があったが、今後も地域指導者の協力を得ながら、居場所づくりの確保に努める。	○

② 医療の充実

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-37	かかりつけ医の普及啓発	健康課	かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診について、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等で周知・啓発を行います。	B	かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診について、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等で周知・啓発を行い、乳幼児の適切な医療受診に努めた。	○
4-38	医療の整備及び啓発	健康課 加東市民病院	こどもやその保護者が安心して暮らせるよう、小児科診療の体制維持に努めるとともに、乳児家庭全戸訪問や各種乳幼児健診、相談などで「小児救急（夜間、休日入）」の上手なかかり方や子ども医療電話相談（#8000）の利用について普及啓発を行います。また、救急安心センター事業（#7119）の実施に向けて取り組みます。	A	乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などで、「兵庫県子ども医療電話相談（#8000）」の周知を行った。また、7月から救急安心センター事業（#7119）を開始し、チカラの全戸配布や広報誌に毎月掲載する等の啓発を行った。	○

③ 有害環境の浄化

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-39	廃棄物の適正処理の推進	生活環境課	関係機関と連携し、環境やごみの分別に関する出前講座、学習会などを実施し、こどもから大人までの様々な世代に向けて適正処理や資源再利用の意識向上を図ります。	B	ごみ減量・リサイクル懇談会を全96地区中87地区での実施に加え、ごみ分別等に関する出前講座を地区対象に2回、学校対象に1回実施した。R8年度からは、すべての市内認定こども園で環境学習出前講座を行い、こどもたちの環境意識の醸成を図る。	○
4-40	良好な生活環境の維持	生活環境課	クリーンキャンペーンなど、市民・地域の自主的な地域美化活動を促進し、誰もがきれいと思えるまちづくりを推進します。	A	地区（自治会）や学校、花と緑の協会といった92組がクリーンキャンペーンを延べ25回実施。引き続き奉仕袋の配布や回収したごみの収集を行うことで実施者負担を軽減しクリーンキャンペーンの取組が継続されるように推進していく。	-

④ こどもの交通安全の確保

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-41	交通安全施設の整備	防災課	通学路で見通しの悪い交差点などにカーブミラーの設置や既存カーブミラーの更新を進めるとともに、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。	B	こども等が交通事故の被害に遭わないよう、通学路等にカーブミラーや啓発看板を設置し、安全性を高めた。今後も経年劣化した古いものを更新していく。（カーブミラー：7基、看板：36枚）	-

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

④ こどもの交通安全の確保

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-42	交通安全教室の実施	防災課	関係機関と連携し、保育所・認定こども園や市内の学校、各種イベント等において、啓発ビデオ鑑賞や信号機・自転車シミュレーターを使った歩行訓練、自転車シミュレーターの活用や中学校を対象としたスクエア・ストレーツの実施により、自転車の安全利用の促進を図った。	A	加東警察署、加東交通安全協会と連携し、模擬信号機を使った歩行訓練、自転車教室を開催するとともに、通学時の早朝立番を実施した。また、自転車シミュレーターの活用や中学校を対象としたスクエア・ストレーツの実施により、自転車の安全利用の促進を図った。	-
4-43	防犯対策の推進	学校教育課・青少年センター	児童生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。	B	下校時刻に合わせて職員による青色防犯パトロールを計画的に実施した。また、不審者情報等の事実を認知した際には、市内全校へ速やかに情報を共有し、発生現場付近を重点的に巡回することで、児童生徒の安全確保と防犯体制の強化に努めた。	-

⑤ こどもを犯罪被害から守るための活動の推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
4-44	防犯に関する情報提供	防災課	メールサービス登録を促進するため、保育所・認定こども園や学校等を通じてチラシを配布するとともに、兵庫県防犯ネットのメールサービスを利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配信、ケーブルテレビなどによる情報提供を行います。	B	防災行政無線、かとう安全安心ネットを活用し、防犯・啓発の情報提供を行った。 令和6年度から登録者数が減少しているため、今後は更なる登録の推進を行う必要がある。 （かとう安全安心ネット登録件数：6,037件（対前年度比△103件））	-
4-45	防犯灯・防犯カメラの設置	防災課	市内の学校等からの要望を基に、通学路等への防犯灯の整備を進めるとともに、新たな対策箇所の調査を実施し通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共空間で不審者出没情報のある箇所などに、防犯カメラの設置や自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。	A	地域や学校からの要望を基に通学路等へ防犯灯を設置し、通学路の安全性を高めた。 また、主要な通学路や公共空間での不審者出没情報のある箇所等に防犯カメラを設置するなど、犯罪被害防止のための対策を講じた。 さらに、自治会が行う防犯カメラの設置に関して、安全安心のまちづくり補助金を交付した。 （防犯灯：63灯、防犯カメラ：5台）	○
4-46	学校・保育所等の安全対策の推進	教育総務課 こども教育課	小・中・義務教育学校や保育所・認定こども園の防犯施設の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、学校・保育所等の巡視の強化、危険箇所の点検などに取り組みます。	B	小中学校の防犯カメラ、校舎の点検及び修繕を行うとともに、特殊建築物定期調査において、防火設備の点検を行い、安全を確保した。また、遊具の点検を実施した。	-
4-47	こどもの情報モラルの醸成	学校教育課・青少年センター	インターネットの有害情報からこどもたちを守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないよう、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、こどもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を行います。	B	1名1台PCを使用するにあたり、端末使用やSNS等のネット利用に関するルールやマナーについて指導した。また、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発、こどもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を実施した。	-

再掲No. 2-15

状況：「A（計画以上にに取り組むことができた）」「B（計画どおりに取り組むことができた）」「C（計画した取組の一部が未実施又は遅延）」「D（計画した取組の大部分が未実施）」

A…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができ、さらに追加的な取組や工夫ができた場合。

B…取組内容について、計画の記載どおりに取り組むことができた場合。

C…取組内容について、計画した取組の一部が未実施又は遅延しているが、改善の見込みがある場合。

D…取組内容について、計画した取組の大部分が未実施の場合。

⑤ こどもを犯罪被害から守るための活動の推進

取組No	取組名	担当課	取組内容	状況	実績、課題、今後の方向性等	目標となる指標
再掲No. 2-16	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	学校教育課・青少年センター	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエイト、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加東市医師会等との連携を密にし、様々な機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。	B	児童生徒の発達段階に応じ、喫煙、飲酒及び薬物乱用が健康に及ぼす弊害について、体育・保健体育科の指導を行った。併せて、薬物に対する正しい理解と規範意識の醸成を図るべく、全校一斉に薬物乱用防止教室を実施した。	-
再掲No. 2-17	青少年の健全育成活動の推進	学校教育課・青少年センター	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組めます。特に、有害なネット環境から子どもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、様々な取組を進めます。	B	青少年補導委員と連携したこどもの見守り活動を推進するとともに、加東市通学路安全推進会議等を通じて通学路の安全確保を図った。また、加東市ネット見守り隊の活動の一環として各学校における情報モラル教室を開催したほか、ネットパトロールで得た情報を各校と共有するなどの取組を推進した。引き続き関係機関と連携して様々な活動を推進する。	-
再掲No. 4-43	防犯対策の推進	学校教育課・青少年センター	児童生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。	B	下校時刻に合わせて職員による青色防犯パトロールを計画的に実施した。また、不審者情報等の事実を認知した際には、市内全校へ速やかに情報を共有し、発生現場付近を重点的に巡回することで、児童生徒の安全確保と防犯体制の強化に努めた。	-

目標となる指標

達成状況：基準値より悪化…☆、令和7年度目標値に未到達…☆☆、令和7年度目標値に到達…☆☆☆、令和11年度目標値に到達…☆☆☆☆

基本目標1 こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり

指標名	取組No	担当課	方向性	基準値 (R5年度)	令和7年度 目標値	令和7年度	令和11年度
						実績値 達成状況	目標値
情報収集、資料作成ができる児童生徒の割合（児童生徒アンケートにおいて、ICT機器を活用した情報の収集、発表資料の作成ができる児童生徒の割合）	1-07	学校教育課	↑	25.6%	29.3%	25.8% ☆☆	44.0%
自分の考えや行動に影響があったと感じる生徒の割合（児童生徒アンケートにおいて、トライやる・ウィーク期間中に自分の考えや行動に影響があったと回答した生徒の割合）	1-08	学校教育課	↑	66.4%	68.1%	67.2% ☆☆	75.0%
「道徳」に関する保護者アンケートで授業に満足していると回答した割合（児童生徒アンケートにおいて、道徳科の授業で自らの考えが深まり、グループなどでの活動に取り組む児童生徒の割合）	1-09	学校教育課	↑	94.3%	94.6%	95.9% ☆☆☆	96.0%
講演に満足している児童生徒の割合（児童生徒アンケートにおいて、「（やや）講演に満足している」と回答した児童生徒の割合）	1-10	学校教育課	↑	96.6%	96.7%	96.8% ☆☆☆	97.0%
学習支援員派遣人数（教員を志望する学生等を小・中・義務教育学校に派遣した人数）	1-13	学校教育課	↑	35人	36人	51人 ☆☆☆☆	40人
乳幼児にふれあう機会の実施状況（児童館事業における児童生徒と乳幼児のふれあう機会の実施状況）	1-19	こども教育課	↑	1回	2回	0回 ☆	6回
地域子ども教室への延べ参加児童数（公民館事業における地域子ども教室への参加児童数）	1-31	生涯学習課	↑	5,939人	5,951人	3,190人 ☆	6,000人
まちの拠点におけるイベント参加者（まちの拠点で開催するイベントの参加者数）	1-41	まちづくり創造課	↑	13,547人 (R3年度)	14,558人	20,603人 ☆☆☆☆	18,600人
住まいの地域への愛着度（市民アンケート（児童生徒向け）において、住まいの地域に対して「（どちらかという）好き」と回答した児童生徒の割合）	-	-	↑	91.6%	-	- -	95.0%

※令和7年度目標値：「（令和11年度目標値－基準値）÷5か年＋基準値」で算出

目標となる指標

達成状況：基準値より悪化…☆、令和7年度目標値に未到達…☆☆、令和7年度目標値に到達…☆☆☆、令和11年度目標値に到達…☆☆☆☆

基本目標2 すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり

指標名	取組No	担当課	方向性	基準値 (R5年度)	令和7年度 目標値	令和7年度	令和11年度
						実績値 達成状況	目標値
21時までには就寝することの割合（3歳児健診の問診票において、就寝時間が21時までのこどもの割合）	2-01 2-10	健康課	↑	63.1% (R3年度)	64.7%	68.4% ☆☆☆	71.0%
乳幼児健診の受診率（4か月・1歳6か月・3歳児健診を受診した乳幼児の平均値の割合）	2-02	健康課	↑	98.1%	98.5%	96.4% ☆	100.0%
仕上げ磨きをする親の割合（1歳6か月児健診・3歳児健診の問診票において、親が仕上げ磨きをする平均値の割合）	2-02	健康課	↑	71.9%	73.5%	73.6% ☆☆☆	80.0%
新生児又は乳児の家庭訪問実施率（保健師等が生後4か月未満のいる家庭を訪問した割合）	2-09	健康課	↑	96.9%	97.5%	97.2% ☆☆	100.0%
小学生チャレンジスクールに年1回以上参加した児童数（公民館事業における工作教室等の体験活動へ参加した児童数）	2-20	生涯学習課	↑	285人	288人	129人 ☆	300人
0歳～39歳の個人利用者数（延べ）の割合（図書館の個人利用者数全体から見た0歳～39歳の利用者数の割合）	2-24	中央図書館	↑	24.9%	25.6%	25.7% ☆☆☆	28.4%
0歳～39歳の個人貸出冊数の割合（図書館の個人貸出冊数全体から見た0歳～39歳の貸出冊数の割合）	2-24	中央図書館	↑	32.8%	33.4%	35.7% ☆☆☆	35.8%

※令和7年度目標値：「（令和11年度目標値－基準値）÷5か年＋基準値」で算出

目標となる指標

達成状況：基準値より悪化…☆、令和7年度目標値に未到達…☆☆、令和7年度目標値に到達…☆☆☆、令和11年度目標値に到達…☆☆☆☆

基本目標3 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

指標名	取組No	担当課	方向性	基準値 (R5年度)	令和7年度 目標値	令和7年度	令和11年度
						実績値 達成状況	目標値
保育所・認定こども園の待機児童数 (保育所・認定こども園において4月 1日時点に発生する待機児童数)	3-03	こども教育課	↓	1人	0人	0人 ☆☆☆☆	0人
保育所・認定こども園の保育児童数 (保育所・認定こども園において4月 1日時点に発生する保育児童数)	3-03	こども教育課	↓	63人	53人	24人 ☆☆☆	14人
認定こども園への移行施設数(保育所 から認定こども園へ移行した施設数)	3-04	こども教育課	↑	0か所	0か所	- -	1か所
この地で子育てをしたいと思う保護者 の割合(乳幼児健診の問診票におい て、この地域で子育てをしたいと思う 保護者の割合)	3-10 3-50	健康課	↑	96.8% (R3年度)	97.0%	96.0% ☆	98.0%
育児用品の手渡し率(子育て見守り支 援事業において、配達員が家庭訪問時 に、子育て用品を手渡した割合)	3-11 3-51	健康課	↑	84.2%	84.6%	80.8% ☆	86.0%
産後1か月時点で産後うつハイリス ク者の割合(エジンバラ産後うつ病質 問票(EPDS)が9点以上を示した人の 割合)	3-23	健康課	↓	8.1%	7.9%	8.0% ☆☆	7.0%
10か月児相談と2歳児育児教室の参加 率(10か月児相談と2歳児育児教室に 参加した親子の参加率の平均値)	3-24	健康課	↑	92.45%	93.04%	90.3% ☆	95.4%
父親の育児休業取得率(市民アンケ ート(保護者向け)において、育児休 業を取得した(取得中)と回答した就 学前児童の父親の割合)	3-32	人権協働課 商工観光課	↑	11.6%	15.3%	- -	30.0%
男性向け家事・育児講座の参加人数 (市が実施する男性向け家事・育児講 座に参加した数)	3-36	人権協働課	↑	11人	30人	12人 ☆☆	108人
子育て支援講座の実施数(児童館にお いて子育てに関する講座を実施した回 数)	3-57	こども教育課	↑	1回	1回	1回 ☆☆☆	2回

※令和7年度目標値：「(令和11年度目標値－基準値)÷5か年＋基準値」で算出

目標となる指標

達成状況：基準値より悪化…☆、令和7年度目標値に未到達…☆☆、令和7年度目標値に到達…☆☆☆、令和11年度目標値に到達…☆☆☆☆

基本目標4 みんなで子育てを支えるまちづくり

指標名	取組No	担当課	方向性	基準値 (R5年度)	令和7年度 目標値	令和7年度 実績値	令和11年度
						達成状況	目標値
部活動指導員の配置人数（部活動外部指導者派遣事業において、中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置した指導者の数）	4-29	学校教育課	↑	12人	15人	25人 ☆☆☆☆	25人
自主子育てサークルの登録数（児童館において自主的な子育てサークルの登録数）	4-31	こども教育課	→	9サークル	9サークル	9サークル ☆☆☆☆	9サークル
こどものかかりつけ医を持つ親の割合（4か月児健診と3歳児健診の問診票において、こどものかかりつけ医を持っていると回答した保護者の平均値）	4-37	健康課	↑	90.9%	91.7%	89.8% ☆	95.0%
子ども医療電話相談（＃8000）を知っている親の割合（4か月児健診の問診票において、子ども医療電話相談を知っている保護者の割合）	4-38	健康課 加東市民病院	↑	90.0%	90.6%	91.1% ☆☆☆	93.0%
1日1人あたりの資源化量（資源として排出された1人1日あたりの資源化の量）	4-39	生活環境課	↑	88g	92g	58g ☆	106g
防犯灯・防犯カメラの設置・更新数（市内に設置している防犯灯・防犯カメラを更新及び設置した数）	4-45	防災課	↑	5,691灯	5,753灯	5,807灯 ☆☆☆	6,000灯
				134台	141台	142台 ☆☆☆	170台

※令和7年度目標値：「（令和11年度目標値－基準値）÷5か年＋基準値」で算出

第1期加東市こども計画
令和7年度の進捗状況（教育・保育事業）

こども計画（P91～P92）に定めた量の見込みと確保の内容について、計画値と令和7年度の実績値を比較したものです。

※量の見込み→「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工した数値。
 ※確保の内容→実際にどれだけの量を確保できたのかを示した数値。

（1）幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）

（単位：人）

年 度	計画値	実績値
①量の見込み	191	191
1号認定	159	159
2号認定	32	32
②確保の内容	191	164
特定教育・保育施設	151	109
新制度に移行しない幼稚園	40	55
差（②－①）	0	△ 27

計画値との差

△ 27
 △ 42
 + 15
 △ 27

（2）保育所及び認定こども園（保育所部分）

（単位：人）

年 度	計画値	実績値
①量の見込み	1,113	1,113
2号認定	779	779
3号認定	334	334
0歳	29	29
1歳	136	136
2歳	169	169
②確保の内容	1,113	1,229
特定教育・保育施設	1,095	1,212
2号認定	779	780
3号認定	316	432
認可外保育施設等	18	17
差（②－①）	0	116

計画値との差

+ 116
 + 117
 + 1
 + 116
 △ 1
 + 116

第1期加東市こども計画

令和7年度の進捗状況（地域子ども・子育て支援事業）

こども計画（P93～P101）に定めた量の見込みと確保の内容について、計画値と令和7年度の実績値を比較したものです。

※量の見込み→「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工した数値。
 ※確保の内容→実際にどれだけの量を確保できたのかを示した数値。

（1）地域子育て支援拠点事業

（単位：人日）

	計画値	実績値
①量の見込み	39,637	39,637
②確保の内容	39,637	62,752
差（②－①）	0	23,115

計画値との差

+ 23,115

+ 23,115

（2）利用者支援事業

（単位：か所）

	計画値	実績値
①量の見込み	4	4
基本型	3	3
特定型	0	0
母子保健型	－	－
こども家庭センター型	1	1
②確保の内容	4	4
基本型	3	3
特定型	0	0
母子保健型	－	－
こども家庭センター型	1	1
差（②－①）	0	0

（3）一時預かり事業

①幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）在園児を対象とした預かり保育

（単位：人日）

	計画値	実績値
①量の見込み	3,906	3,906
②確保の内容	3,906	3,623
差（②－①）	0	△ 283

計画値との差

△ 283

△ 283

②保育所等における一時預かり保育

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	692	692
②確保の内容	692	814
差 (②－①)	0	122

計画値との差

+ 122

+ 122

(4) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	338	338
②確保の内容	338	270
差 (②－①)	0	△ 68

計画値との差

△ 68

△ 68

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	181	181
②確保の内容	181	287
差 (②－①)	0	106

計画値との差

+ 106

+ 106

(6) 延長保育事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	421	421
②確保の内容	421	277
差 (②－①)	0	△ 144

計画値との差

△ 144

△ 144

(7) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	451	451
1年生	113	113
2年生	113	113
3年生	132	132
4年生	31	31
5年生	31	31
6年生	31	31
②確保の内容	451	479
差 (②－①)	0	28

計画値との差

+ 28

+ 28

(8) 妊婦健康診査事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	499	499
②確保の内容	499	420
差 (②－①)	0	△ 79

計画値との差

△ 79

△ 79

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	277	277
②確保の内容	277	208
差 (②－①)	0	△ 69

計画値との差

△ 69

△ 69

(10) 養育支援訪問事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	100	100
②確保の内容	100	121
差 (②－①)	0	21

計画値との差

+ 21

+ 21

(11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	5	5
②確保の内容	5	11
差 (②－①)	0	6

計画値との差

+ 6

+ 6

(12) 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	40	40
②確保の内容	40	0
差 (②－①)	0	△ 40

計画値との差

△ 40

△ 40

(13) 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	-	-
②確保の内容	-	-
差 (②-①)	-	-

※事業実施に向けて検討中のため実績値「-」となります。

(14) 親子関係形成支援事業

(単位：人)

	計画値	実績値
①量の見込み	10	10
②確保の内容	10	6
差 (②-①)	0	△ 4

計画値との差

△ 4

△ 4

(15) 産後ケア事業

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	128.7	128.7
②確保の内容	128.7	237.0
差 (②-①)	0	108.3

計画値との差

+ 108.3

+ 108.3

(16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

	計画値	実績値
①量の見込み	868	868
②確保の内容	868	708
差 (②-①)	0	△ 160

計画値との差

△ 160

△ 160

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(単位：人日)

	計画値	実績値
①量の見込み	-	-
0歳児	-	-
1歳児	-	-
2歳児	-	-
②確保の内容	-	-
0歳児	-	-
1歳児	-	-
2歳児	-	-
差 (②-①)	-	-

※令和8年度から実施のため実績値「-」となります。



● 保育の理念 「自分らしく生きる」

● 保育方針

- ・ 一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- ・ すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。
- ・ 体験することを大切に、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ・ 思いきり遊び、たくさんのことを学ぶ子を育てます。
- ・ 生活に必要なマナーを育みます。
- ・ 保護者の子育てを応援します。

1. 園名・設置主体

名称	はな保育室 やしろ	所在地	兵庫県加東市社 1504-1
設置主体	株式会社はな保育	開園年月日	令和 8 年 6 月 1 日
TEL	0795-38-8530	FAX	0795-38-8530
HP	https://hanahoiku.com/		

2. 定員

0 歳児(6 か月～)	1 歳児	2 歳児
6 名	6 名	7 名

3. 開園日・開園時間・休園日等について

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	標準時間:7:30～18:30、短時間:8:00～16:00
休園日	日・祝・年末年始(12/29～1/3)

4. 特別保育について

延長保育	7:00～7:30、18:30～19:00 ※延長保育料金は 10 分 100 円となります。
一時保育	実施なし

5. 主な年間行事例

月	年間行事例	月	年間行事例
4	入園式	10	ハロウィンごっこ
5	こいのぼり会	11	内科検診
6	内科検診	12	クリスマス会
7	七夕会、水遊び	1	お正月遊び
8	夏祭り、水遊び	2	節分会
9	お月見会	3	ひなまつり、卒園式

6.デイリープログラム

7:00	開園、順次登園、検温・視診
9:00	お散歩、日光浴、室内遊びほか
11:00	離乳食・授乳(0歳児)
11:30	順次給食(1歳児～2歳児)、食事の済んだお子さんから午睡
14:00	目覚め、検温
14:30	おやつ・授乳(0歳児)
15:00	室内遊び
19:00	閉園

7.その他

給食：園にて調理をし、温かい給食を提供いたします。お子さんの発達状況に合わせて、食事の提供を行います。おやつも手作りで。離乳食、アレルギー除去食にも対応しております。

健康衛生管理：身体測定(月1回)、内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)、使い捨てペーパータオル・ウェットティッシュの使用(手拭きタオル・口拭きタオル不要)、オムツは園で処分、調理室照明除菌設備、食品衛生管理システム

安全管理：エントランスオートロック、室内カメラ設置、AED設置、消防用設備点検、保育アプリによる緊急時一斉連絡、防犯訓練(年2回)、避難訓練(月1回)

*制服はありません。0歳児のオムツは園で提供します。

子ども一人ひとりに寄り添う

食事・排泄・着脱・遊び・人や物とのかかわりなど、園生活の主体は子どもたちです。園の環境は保育士が保育しやすい空間ではなく、子どもたちが生活するのに適した空間であることが大切です。そこで生活する中で子どもたちが最善の利益(生きる力)を得られるように、保育士は一人ひとりの子どもをよく観て、その子の「いま」を受け入れ、人格を持ったひとりの人として丁寧に関わることを大切にしています。0歳から2歳は人として歩んでいく『根っこ』を作る大切な期間。この時期に子どもたち一人ひとりの気持ちを丁寧に受け止めることで、非認知能力を高め、自分らしく咲いていくきっかけづくりをさせていただきます。

見えない力を育てる

これから様々なシーンでAIやロボットが活躍する社会を生きていく子どもたちには、「人と関わる力」「自分で考えて自分から行動できる力」「困難を乗り越えていく力」が必要といわれています。一人ひとりの子どもたちが自分の特性を活かし、自分らしく生きていけるように10年先20年先を見据え、人の基礎となる人としての根っこをしっかり育てることに力を注いでいます。

運営会社：株式会社はな保育

住所：愛知県名古屋市中区丸の内1-5-28 伊藤忠丸の内ビル8階

TEL：052-212-7525

FAX：052-212-7526

代表：

設立：2012年7月11日

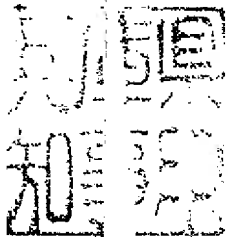
はな保育のホームページから、
各園の日々の様子がみられる
すくすく日記をぜひ見てください！



<https://hanahoiku.com>



兵庫県指令こ第3649号

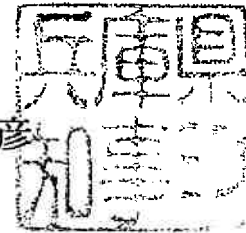


社会福祉法人 あゆみ会
理事長

令和7年6月30日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可します。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦



記

- 1 名 称 三草こども園
- 2 所 在 地 加東市上三草160番地
- 3 設置年月日 令和8年4月1日